3/2 赤旗

新型コロナウイルス感染が広がりつつある中、低所得者や無保険者、在留外国人が必要な検査や治療を適切に受けられているかどうかが問題になっています。厚生労働省は2月28日、国民健康保険料の滞納で資格証明書（資格証）を交付された世帯が「帰国者・接触者外来」を受診した場合、資格証を短期保険証とみなすよう事務連絡を出しました。市民団体や日本共産党の要求が実ったものです。

（岩井亜紀）

政府の基本方針（2月25日）は、「相談センターまたはかかりつけ医に相談した上で、受診する」としています。これについて全国生活と健康を守る会連合会の吉田松雄会長代行は「普段から受診できない人たちは、熱があってせきが出て数日たっても不安な思いを抱えたまま医療にかかれない」と指摘します。「感染していても受診できず重症化する懸念だけでなく、周囲に感染を広げてしまう恐れがあります」

資格証でも保険証扱いに

「帰国者・接触者外来」

市民・共産党の要求実る

医療を必要としながら受診できないのは、国保料を支払えず資格証明書を出された人や無保険の人などです。経済的に困窮しているにもかかわらず、医療機関にかかれば医療費全額を自己負担しなければなりません。短期証とみなされれば、医療費の窓口負担が3割になります。

厚労省によると、資格証の交付世帯は全国で17万1501世帯（2018年6月1日現在）です。09年の新型インフルエンザ流行時に政府は、通知などを2回発出。感染拡大防止の観点から、新型インフルエンザ発症の疑いがある人が「発熱外来」を受診する場合、医療機関が資格証を短期証とみなして取り扱うよう自治体に求めました。

通知が出てすぐに大阪府堺市は資格証交付世帯に短期証を郵送。各地の共産党議員団も自治体に短期証への切り替え送付を求め、実施につながりました。

日本共産党の宮本徹議員は2月19日の衆院予算委員会で「感染を広げない、健康と命を守る観点から（資格証や無保険の人に対し）短期保険証を発行して届けるべきだ」と厚労相に求めました。

全国保険医団体連合会は2月20日、住江憲勇会長名で、資格証明書の交付をやめ、通常の国保証をすべての加入者に届けることを政府に要望しました。全日本民医連は同月26日、増田剛会長名で政府に、低所得者、無保険者や在留外国人をふくめ、国内にいるすべての人について必要な検査、治療を適切に受けられるようにすることなどを要請。岸本啓介事務局長は「受診機会確保のため直ちに自治体に通知を出すべきだ」と訴えていました。

全生連の吉田さんは「無保険の人に短期証が届くようにするのと同時に、高すぎる国保料と医療費自己負担分の減額免除制度を抜本的に改善する必要があります」と強調しています。

■新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて（要旨）

第一　国保被保険者が帰国者・接触者外来を受診した際に資格証明書を提示した場合は、当該月の療養については資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこと。70～74歳までの一部負担金は保険者に確認の上判断し、確認が困難な場合は3割として取り扱うこと。

第二　診療報酬の請求に当たっては被保険者証による受診と同様の取扱いによること。

■2009年新型インフルエンザ流行時の資格証明書交付世帯への自治体の対応

5月18日		厚生労働省が通知を発出
	大阪府堺市	6月末まで有効の短期保険証の発行を決定
同21日	京都市	発熱外来受診の場合は3割の窓口負担とする文書送付を決定
9月11日	東京都町田市	1年間有効の短期保険証の9月下旬送付を決定
	北海道苫小牧市	10月から短期保険証（3カ月）を緊急に交付する考えを議会で表明
同25日	青森市	10月から4カ月の短期保険証交付を議会で表明
11月19日	千葉県柏市	3月31日まで有効の短期保険証を11月27日に交付することを議会で表明